

令和 6 年度春日井市国民保護計画の変更の趣旨及び要旨（案）

1 国民保護計画変更の趣旨

本計画は、国民保護法第 35 条第 1 項の規定により、愛知県が定める愛知県国民保護計画（以下「県計画」という）に基づき市が作成しなければならないとされている。

今回の変更は、平成 30 年 10 月の計画変更以降、これまでの期間に県計画が変更されたことに伴い、整合性を図るとともに、令和 4 年度に国（消防庁）、県及び関係機関と共同で実施した国民保護共同図上訓練の実施結果を踏まえた体制変更及び統計関係数値の更新など、所要の事項も併せて行うもの。

2 国民保護計画変更の要旨

(1) 県計画の変更内容と整合を図るもの

表記の整理に伴う変更 （国民保護新旧 P 1 ほか）

- ・障がい者についての記載を「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」の記載に合わせたことに伴う変更
- ・そのほか表記の整理に伴う変更

(2) 当市の国民保護体制の見直し内容を反映するもの

市国民保護体制の見直しに伴う変更 （国民保護新旧 P 5, 12, 13, 15）

- ・市国民保護体制の体制名称及び組織構成の見直しに伴う変更

(3) その他

- ・統計数値等の時点修正すべき情報の更新
- ・国が示している市町村国民保護計画変更の参考例を反映させたことに伴う変更
- ・そのほか表記の整理に伴う変更